

平成22年国勢調査の調査方法等に関する検討課題及び検討状況（案）

資料 2

「検討状況」の※印は、今後の検討課題

：網掛け部分は国勢調査法令検討会における検討事項

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
1 実施体制 (実施体制) (人員体制)	○ 我が国で最大規模の統計調査を円滑に実施するための実施体制の整備	<p>《国勢調査実施本部の設置と庁内協力体制の整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省統計局では、関係各府省の協力を得るとともに、実施部局と省内関係部局との連携強化を図り、地方公共団体における実施体制の整備を早期に支援するため、本調査の実施1年前となる本年10月に「平成22年国勢調査実施本部」を設置 ○ 地方公共団体では、調査事務に支障を来たすことのないよう綿密な事務計画を策定し、庁内関係部局の協力・支援と密接な連携体制を確保するため、国勢調査実施本部の早期設置とその組織の編成が重要。総務省統計局もこれを積極的に支援 <p>※ 今後、具体的な設置・運営方針を検討</p>			21年2月 ⇒9月
		<p>《国勢調査協力者会議の開催》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マンション関係、外国人関係、大学・教育関係など、調査実施上の対応が必要となる関係各団体の参加を得て、平成19年10月から「平成22年国勢調査関係者会議」を開催し、平成22年国勢調査の実施に向けての検討状況を情報提供し、関係各団体との相互理解を促進 ○ 平成22年国勢調査の実施1年前となる本年10月には、マンション関係、外国人関係、大学・教育関係の関係各団体に加え、経済界・企業関係、報道関係など幅広い分野の関係各団体との連携・協力を図るため、新たに「平成22年国勢調査全国協力者会議(仮称)」を開催し、国勢調査の広報・協力依頼を具体的に推進 ○ 地方公共団体においても、全国協力者会議と連携して、同様の取組を進め、国勢調査の広報・協力依頼を具体的に推進。総務省統計局では、全国協力者会議の参加団体に関する地方組織等の情報提供など、必要な助言・支援等を行う。 <p>※ 今後、具体的な開催・運営方針を検討</p>			21年2月 ⇒9月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
2 調査区設定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査上困難が予想される地域の情報の把握の適否 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査上困難が見込まれる状況や配慮が必要な状況等は、地域によって異なることから、調査区設定時において一律に把握するのではなく、地方公共団体において、調査区設定時を含めた様々な機会を通じて、適宜把握（なお、集計上の補助情報として、調査実施段階で、調査困難地域の地域特性を把握することについて、今後検討） 			20年7月 (完了)
3 調査項目 ・選択肢	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全数調査としての調査項目の在り方 ○ 人口センサス及び人口減少社会において必要な調査項目 ○ 人口統計上の必要性との整理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査項目の選定の考え方を次のとおり整理 <ul style="list-style-type: none"> I 人口・世帯の基本となる統計 II ニーズへの対応（政策・研究等の利用ニーズ、小地域統計の必要性、代替統計情報の入手手段の有無、データの継続性、法定利用） III 正確性の確保（統計の正確性、統計の客観性） IV 国民負担への配慮（記入者の心理的負担、記入者の物理的負担、費用、実査・集計上の負担） V その他（国連勧告への適合、母集団情報としての必要性等） ○ 国勢調査の調査項目の利用状況及び新規追加の調査項目の要望について、各府省、地方公共団体及び有識者から聴取した上で、上記「調査項目の選定の考え方」に基づき、調査項目を次のとおり変更・廃止 <ul style="list-style-type: none"> 【変更する調査項目】 ・雇用形態 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 従来、雇用者については、「常雇」と「臨時雇」の二区分を把握していたが、派遣労働者を始めとする非正規雇用の拡大など、多様化する近年の雇用形態の実態を的確に把握するため、これに代えて、他の雇用統計において定着している区分である「正規の職員・従業員」、「派遣社員」、「パート・アルバイト」などの区分に変更 ・5歳未満の子供の出生地 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 人口移動の統計を充実し、地域別の将来人口の推計をより正確に行うことに資するため、5歳未満の子供については出生地を把握するよう記入の仕方を変更 		○	21年2月 (完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
		<p>【廃止する調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業時間 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 「就業時間」は、雇用者の正規・非正規の就業形態を把握するため、平成12年国勢調査において、「勤めか自営かの別」の「常雇」・「臨時雇」と合わせて調査項目に追加したが、他の統計調査において、「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「パート・アルバイト」などの区分が定着してきたため、雇用者の正規・非正規の就業形態については、「常雇」・「臨時雇」に代え、この「雇用形態」により把握することとし、「常雇」・「臨時雇」と組み合わせて利用されていた「就業時間」を廃止 なお、「就業時間」については、個人・世帯を対象とする労働力調査や就業構造基本調査、事業所・企業を対象とする毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査において把握されており、統計情報の代替性が確保 ・家計の収入の種類 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 「家計の収入の種類」は、昭和35年国勢調査において追加されたものであるが、現在では、家計調査、全国消費実態調査、就業構造基本調査など、世帯の収入や個人の仕事からの収入などを把握する統計が整備。また、各府省及び都道府県・市町村における当該調査項目の利用状況は、他の調査項目と比べて低い。さらに、この調査項目については、「記入したくない」と考える世帯の割合が極めて高くなっており、世帯の忌避感が他の回答に対して影響を及ぼすおそれもある。このようなことから、全数調査である国勢調査において当該調査項目を把握する必要性は薄くなっているものと考えられることから廃止 			

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
	○ 調査項目の記入抵抗感の検証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験調査における原則郵送提出方式の調査票の記入不備の状況は、平成17年国勢調査第1次試験調査の調査員への全封入提出方式とほぼ同水準 ○ 第2次試験調査において、記入の抵抗感が強いと言われている「家計の収入の種類」の廃止など調査項目を一部改廃したが、記入不備の状況は第1次試験調査と同様 	○	○	21年2月 (完了)
	○ 記入方法及び選択肢の工夫	<p>《記述式の調査項目を選択肢記入方式にすることの可否》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「住宅の床面積の合計」は、調査票の書き方で分かりにくいと回答する世帯の割合が高い調査項目の一つ。この理由としては、世帯が住宅の床面積の合計を正確に把握していないことによるものと考えられる。 ○ 第1次試験調査において、実数記入方式及び選択肢記入方式について記入状況を検証したところ、「床面積がわからない」とする割合が実数記入方式のほうが高かったことなどから、選択肢記入方式に変更。 ○ 選択肢は、利用ニーズを考慮した詳細な区分とする。 	○		21年2月 (完了)
		<p>《産業を把握する調査項目の設定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験調査において、「勤め先・業主などの名称」を削除した場合に適切に産業小分類の符号を付することができるか、また、世帯が自ら産業大分類を判断して正確に記入することができるかを、それぞれ実地に検証。この結果、「勤め先・業主などの名称」は、産業小分類の正確な符号を付す上で必要不可欠な情報であり、また、専門職員が正確に処理した符号との比較などの結果、世帯による産業大分類の符号では正確性の確保が困難 	○		21年2月 (完了)
		<p>《職業を把握する調査項目の設定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験調査において、「勤め先・業主などの名称」を削除した場合に適切に職業小分類の符号を付することができるか、また、世帯が自ら職業大分類を判断して正確に記入することができるかを、それぞれ実地に検証。この結果、「勤め先・業主などの名称」は、職業小分類の正確な符号を付す上で必要不可欠な情報であり、また、専門職員が正確に処理した符号との比較などの結果、世帯による職業大分類の符号では正確性の確保が困難 	○		21年2月 (完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
	<ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣事業所の派遣社員の派遣先産業の把握の適否 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次試験調査において、従業上の地位の「雇用者」の区分を「常雇」・「臨時雇」に代えて「雇用形態」とし、選択肢に派遣労働者を設定するとともに、「勤め先・業主などの名称」及び「事業の内容」について派遣先の状況を記入する方法に変更することを検証したところ、特段の問題なし 		○	21年2月(完了)
4 調査方法 (1)配布方法	<p>【調査票の配布時の世帯への協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑な調査の実施及び調査票記入精度の確保を図る観点からの世帯への周知・依頼方法 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年国勢調査関係者会議において、世帯への効果的な周知方法について検討 第2次試験調査世帯アンケートにおいて、世帯の国勢調査に関する認知度等を把握 上記を踏まえ、円滑かつ正確な調査の実施に向けて効果的な世帯配布用調査書類を作成、広報を実施 		○	21年2月(完了)
	<p>【調査票の配布方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査票の配布時期・期間 	<ul style="list-style-type: none"> 第1次試験調査において、調査票配布期間について延長型と従来型を検証した結果、調査票の提出状況に差異はないため、調査票の配布期間は従来どおり8日間に設定 		○	21年2月(完了)
	<ul style="list-style-type: none"> 調査票を直接配布することが困難な場合の基準の設定の適否（世帯側の希望、訪問回数、期間等） 	<ul style="list-style-type: none"> 第1次試験調査の当初回収世帯のうち、調査票配布時の調査員訪問回数が3回以内のものの割合は約80%超 第2次試験調査での検証の結果、調査員が世帯と面接して調査票を配布した場合、当初回収において調査票を提出した世帯の割合は約60%である一方、面接できずに調査票を配布した場合は約18% これを踏まえ、世帯を正確に把握するため、また、世帯が調査票を記入・提出しようとするインセンティブを促進するため、調査員が各世帯の居住確認を行いつつ、世帯に調査票を直接配布することを原則 ただし、不在世帯については、日や時間を変えるなどして少なくとも3回以上訪問することとし、さらに訪問を繰り返しても直接配布が困難と想定される場合には、郵便受け等に配布しても可 ※ 調査期間中、出張や旅行などで長期不在となる世帯に対する調査票の事前配布の周知広報等を検討 		○	21年2月⇒9月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
	○ 報告義務の法的整理	【報告義務の履行について】 ○ 報告は、世帯主が国勢調査員等の質問に答え、調査票に記入して、次のいずれかの方法で行う。 ・調査員に提出する ・市町村長に郵送提出する（市町村に調査票が到達したとき） ・国にオンライン送信する（国の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録がされたとき）			21年2月 (完了)
		【調査期日前に提出された調査票の取扱い】 ○ 調査時以前に調査票が郵送提出された場合の調査票の取扱いについては、調査時経過後に世帯内の異動状況を確認し、記入内容に変更がないことをもって有効			21年2月 (完了)
		【調査票不達時の対応（再調査の是非等）】 ○ 報告義務が履行されていないことから、不達理由の如何にかかわらず、世帯に対し再度調査票の提出を依頼			21年2月 (完了)
	○ 調査票配布時に『世帯名簿』への掲載が必要な事項	○ 不在世帯の増加や世帯の抵抗感などを踏まえ、調査員は、調査票配布時に男女別の世帯員数を聴取せず、「世帯又は代表者の名字」、「所在地（番地・号など）」、「（その世帯に必要な）調査票枚数」のみ把握。なお、調査票配布時にこれらの事項を把握する旨を、事前に世帯に周知 ○ 調査員が調査活動中に上記内容を『世帯名簿』に記入することは、国勢調査令第7条第5項に規定する「その他関係書類の作成」に該当するもの ※ 過不足なく適正な調査票枚数を世帯に確認する方法を検討	○		21年2月 ⇒9月
	○ 居住確認が困難な場合に世帯が必要とする調査票枚数の確認方法	○ 居住確認ができない世帯については、その多くが世帯人員の少ない世帯であると推測されることから、調査票1枚を配布 ○ なお、調査票を配布する際、「調査票枚数が不足する場合には、市町村にご連絡ください」などと記載された調査書類を配布	○		21年2月 (完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
(2)回収方法	【調査票の回収方法】 ○ 不在世帯の増加及びプライバシー意識の高まりを考慮した調査票の回収方法	【封入提出方式】 ○ 調査票の記入内容を調査員に見られたくないと考える世帯が増加したことを踏まえ、すべての世帯において、調査票を封筒に封入して提出する方式を導入 ○ 調査員は、封入されたまま調査票を市町村に提出 ○ 高齢者世帯などから、調査票回収時に記入内容の確認を求められた場合には、調査票の内容を確認することも可	○	○	21年2月(完了)
		【調査票の提出方法の多様化】 ○ 第2次試験調査において、世帯が調査票を調査員に提出するか、郵送により提出するか、どちらを選択するか検証したところ、その割合はほぼ同じ ○ 地域の郵便事情等から、調査員に直接提出することを希望する世帯が存在することも考慮する必要 ○ このため、調査票の提出方法は、調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを世帯が自由に選択する方法とし、モデル地域（都道府県単位）においてはオンライン回答も可 ○ 地方公共団体において、地域の実情に応じて提出方法のいずれかを強調して周知することは可 ○ なお、市町村への直接提出については、その割合が減少であることから、調査票の提出方法の一形態としては周知しない	○	○	21年2月(完了)
	○ 市町村の希望制による調査票の回収方法	○ 世帯のプライバシー意識への配慮に公平性を欠くことなどから、調査票の回収方法は全国一律を原則 ○ なお、地域の実情に応じた提出方法の周知を行うことは可			21年2月(完了)
	○ 提出の期限（当初回収における郵送提出期限、聞き取り調査世帯に対する郵送提出依頼の提出期限）	○ 当初の提出期限と、調査票の未提出世帯からの提出期限を設定 ※ 当初の提出期限は、第3次試験調査における最終的な検証結果を踏まえて設定 ○ 調査票の未提出世帯からの提出期限は、調査票未提出世帯の特定などの事務を経た時期として10月下旬に設定 ○ 聞き取り調査世帯に対する郵送提出依頼の郵送提出期限は、市町村における要計表の作成などの事務を考慮し、11月中旬に設定	○	○	21年2月⇒9月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
	<ul style="list-style-type: none"> 調査員段階での世帯に対する調査票提出促進の方法（時期、内容等） 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次試験調査での検証の結果、回収状況に若干の改善が図られたことから、「調査票の提出はお済みですか」（確認状）は週末直前に配布 ※ 確認状の配布時期については、前述の「当初の提出期限」の検討結果と併せて検討 ※ 当初回収期間での調査票の提出を促すための広報についても併せて検討 	○	○	21年2月 ⇒9月
	<p>【オンライン回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン回答の具体的な方法（政府統計共同利用システムの活用） 	<p>《オンライン回答の実施規模》</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン回答方式の導入により得られるメリットとそれに要するコストとを比較考量し、平成22年国勢調査においては、将来、オンライン回答方式を全国に拡大させていく観点から、一つのモデル地域を選定して導入 モデル地域としては、①世帯へのインターネット普及率が高い地域であること、②調査員との接触に困難を伴う共働き世帯や単身世帯の割合が高い地域であること、③同様にオートロックマンションやワンルームマンションなどの共同住宅に居住する世帯の割合が高い地域であること、などを主な要件とし、都道府県のような地方公共団体の単位の地域を選定 		○	21年2月 (完了)
		<p>《世帯へのID等の交付の方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2次試験調査での検証の結果、ID・確認コードが印刷された調査票の配布誤りが発生したことなどから、ID及び確認コードは、調査票に印刷せず、「インターネット回答の利用案内」に印刷 		○	21年2月 (完了)
		<p>《オンライン回答入力時のチェック》</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査票の回収状況と記入不備の状況を比較考量し、正確な統計を作成するという観点から、オンライン回答の電子調査票については、記入漏れがある場合には送信できない仕様を採用 		○	21年2月 (完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
		<p>《 様々な事例への対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン回答の対象世帯の範囲は、住宅に居住する世帯とし、棟ごとに1世帯として把握する学生寮、病院、社会施設などの施設等の世帯については対象外 ※ 学生寮を調査対象地域として選定している第3次試験調査において、学生寮におけるオンライン回答の有効性やニーズを把握 ○ 同一世帯から、紙媒体の調査票とオンライン回答による電子調査票が重複して提出された場合、調査票審査の段階で世帯照会を行って確認 ○ オンラインによる回答内容について世帯から修正の依頼があった場合、世帯において改めて電子調査票を取得し、入力して送信 		○	21年2月 ⇒9月
	○ アクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ○ アクセシビリティ対応として、JIS X 8341-3に適用したユーザインタフェースを確保 ○ 障害者や高齢者にも使いやすい設計とするため、音声読み上げソフトに対応するよう措置 ○ 外国語対応については、電子調査票の外国語への変換に加え、エラーメッセージやトップ画面などの外国語への変換、オンライン回答に関するコールセンターの外国語への対応などの必要があり、費用対効果の観点から困難 			21年2月 (完了)
	○ 回答のセキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不正アクセス対策として、認証を取得していない者がオンライン調査システムの機能を利用することができないよう措置 ○ なりすまし回答対策として、ID及び確認コードを世帯に直接交付するとともに、一定回数以上認証に失敗した者からの認証を拒絶するよう措置 ○ 保存したPDF版の電子調査票は、他に漏れることのないよう、世帯自身でセキュリティ管理するよう注意喚起 ○ ID及び確認コードを紛失した場合の再交付は不可 ※ 今後、システムのセキュリティと情報管理（秘密保護）についてのルールの特明確化を検討 			21年2月 ⇒9月
	○ 照会・相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン回答に関する世帯からの照会・相談は、国がコールセンターを設置して対応 ○ 主な照会・相談内容についてはFAQとして取りまとめ、政府統計共同利用システムの掲示板機能等を利用して、地方公共団体と情報を共有 		○	21年2月 (完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
	○ 危機管理体制の整備	○ 特定時期のアクセス集中に伴うシステム動作の安定性の検証のため、システムへの負荷テストを実施 ※ システム障害が発生した場合の世帯や地方公共団体への周知方法など危機管理対応について検討 ※ システム運用時のモニタリング体制の整備			21年2月 ⇒9月
	○ 地上デジタル放送の活用の可能性	○ 地上デジタル放送については、システム開発に要する期間や費用対効果などの観点から、活用は困難			21年2月 (完了)
	【 上記以外の提出方法の多様化 】 ○ 調査票提出方法についての世帯希望の把握の要否及び方法・期限	○ 調査票配布時に、希望する提出方法を世帯から聴取することは、不在世帯が増加していること、その場で提出方法を決められないこと、当初の希望どおりに提出しない可能性があることなどから、不適當		○	21年2月 (完了)
	○ 持参提出先の範囲（市町村、都道府県、国）	○ 世帯の利便性の観点から、調査票の持参提出先は身近な行政機関である市町村とすることが適當 なお、持参提出については、その割合が微少であることから、調査票の提出方法の一形態としては周知しない	○	○	21年2月 (完了)
	○ 国勢調査の実施に関する有識者懇談会の提言以外の提出方法（公民館への回収ボックス設置による提出方法等）	○ 平成22年国勢調査においては、郵送提出を導入することとしており、これにより、公民館等への回収ボックスの設置と同等の効果。なお、調査票回収ボックスについては、調査票の厳重管理などの観点から困難			21年2月 (完了)
	【 郵送提出調査票の回収状況を一元管理する仕組みの構築 】 ○ 郵送提出調査票の回収状況の把握・管理のシステムの構築	○ 調査員が調査票ごとにIDを正確に取扱うことは困難であり、IDを前提とする郵送提出調査票の回収状況の把握・管理システムは構築しない。世帯からの郵送提出先は市町村とし、調査区番号及び世帯番号を基に、市町村において郵送提出調査票の回収状況を把握・管理	○	○	21年2月 (完了)

項 目	検 討 課 題	検 討 状 況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
		<p>《 調査票の郵送提出先》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次試験調査において、調査票の郵送提出先やOCR入力を全国一括とする方法を検証したところ、IDの誤配布などにより問題が生じたことから、世帯からの郵送提出先は市町村に設定 ※ 市町村内のあて先を複数箇所にするなどについて引き続き検討 	○	○	21年2月 ⇒7月
		<p>《 郵送提出調査票の回収状況の把握・管理》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村において、郵送提出された封筒（調査票）を調査区番号順に並べ替える事務が生じることから、必要となる経費を措置 	○	○	21年2月 (完了)
		<p>《 世帯からの郵送提出についての照会への対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 郵送提出調査票についての世帯からの確認・照会に迅速に対応するため、郵送提出世帯を調査員に伝達するために市町村が作成する郵送提出世帯等情報リストを、伝達後も最新の受付情報に更新 	○	○	21年5月 (完了)
	【 調査区番号・世帯番号の記入漏れがあった場合の対処方法 】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵送提出された封筒（調査票）の調査区番号の記入漏れ等により、事務に支障を来さないよう、調査員による調査区番号の記入の徹底を図るほか、調査区番号が特定できるよう郵送提出用封筒に調査員証の発給番号などを記入 	○	○	21年2月 (完了)
	【 世帯からの調査票の訂正等があった場合の対処方法 】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査票の記入誤りに伴う世帯からの調査票の訂正・差し替えや、世帯分割・統合の処理などがあった場合の対処方法 ○ 市町村に提出された調査票は世帯に返却せず、世帯により改めて調査票に記入の上、市町村において調査票を差し替え 			21年2月 (完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
(3)フォローアップ回収	○ フォローアップ調査員への調査票提出世帯の伝達方法（ITの活用の可否）	※ 試験調査結果を踏まえ、調査員に対する調査票未提出世帯の伝達は市町村が行うこととし、郵送やFAXによる方法のほか、別途の方法（市町村内の数箇所の会場に、市町村及び調査員のそれぞれが出向くなどの方法）を提示し、市町村が地域の実情に応じて選択 ○ フォローアップ調査員への調査票未提出世帯の伝達が円滑かつ正確に行われるよう支援	○	○	21年5月⇒9月
	○ フォローアップ回収の方法（時期・期間、回数等）	○ 調査票未提出世帯があった場合、調査員は、市町村からの指示に基づき、調査票未提出世帯を訪問し、面接の上、調査票を回収（フォローアップ回収） なお、最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合には、市町村又は指導員の指示を受け、督促状、調査票等を当該世帯の郵便受けに入れるなどして配布するとともに、聞き取り調査を実施 ○ フォローアップ回収の時期・期間は、10月下旬の3日間を想定	○	○	21年5月（完了）
	○ 調査員の配置（調査票を配布する調査員の継続事務とするか、別途調査員を設置するか）	○ 第2次試験調査での検証の結果、フォローアップ回収事務を行う調査員を配置する方法の回収率のほう若干高いものの、調査票の配布・提出時の調査員について「違う調査員がよい」という世帯の割合は極めて低いこと、調査票の配布からフォローアップ回収までを一環して行う調査員の配置方法のほう調査を円滑に実施することができることなどを考慮し、調査票の配布・当初回収を行う調査員がフォローアップ回収事務も継続して実施 ○ ただし、調査員確保対策の観点から、調査票の配布・当初回収とフォローアップ回収とを分離して調査員を配置することも可	○	○	21年2月（完了）
	○ 行き違い（提出済み世帯への訪問）の対応	○ 行き違いによるフォローアップ回収があった場合にはご容赦くださいとの趣旨を世帯配布用書類で周知。第1次及び第2次の試験調査では、この方法により実施し、特段の混乱はなし	○	○	21年2月（完了）

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
(4) 聞き取り調査	○ 調査方法の変更に伴う聞き取り調査の実施時期	○ フォローアップ回収期間（10月下旬を想定）において、調査票未提出世帯が不在であり、訪問を繰り返しても直接回収が困難と想定される場合に、聞き取り調査を実施		○	21年2月 (完了)
	○ 聞き取り調査に対する協力確保方法	《 聞き取り調査に対する協力依頼の強化》 ※ 平成22年国勢調査関係者会議に参加する関係団体及びその所管府省を通じて、聞き取り調査に対する協力依頼を強化。協力依頼に当たっては、総務大臣から所管府省大臣への協力依頼文書を活用			21年5月 ⇒9月
		《 調査区設定時等の情報の活用》 ○ 調査区設定時等に地方公共団体が適宜収集している調査上困難が見込まれる地域の情報を活用し、関係者等に協力を依頼			21年2月 (完了)
(5) 結果精度の確保方策	○ 封入提出方式の全面導入や郵送提出方式の導入により、調査票の記入内容を調査員が世帯に確認することができなくなることに伴う結果精度の確保方策	《 住民基本台帳等の行政情報の活用》 ○ 住民基本台帳については、住民基本台帳法第1条に「住民に関する事務の処理の基礎とする」と定められており、この規定に基づき市町村の事務に利用することが可能 ○ このことから、市町村における調査票の審査段階において、世帯から提出された調査票に記入漏れなどがある場合や、聞き取り調査によって作成された調査票の確認・補完に他の適切な方法がない場合には、調査票の記入内容の正確性を確保するため、住民基本台帳等の行政情報を利用し、調査票を確認・補完		○	21年2月 (完了)
		《 統計法に基づく関係者への質問等の導入（法的問題の整理、適用基準・範囲等）》 ○ 統計法では、国勢調査を始めとする基幹統計調査は、正確な報告を求めるため必要があると認められるときは、関係者に質問することができると規定されていることから、国勢調査における適用について、「国勢調査法令検討会」において検討 ○ 平成22年国勢調査においては、世帯からの回答を得られず、聞き取り調査を実施しても、また、市町村が利用可能な行政情報を活用しても、なお調査票の記入漏れが十分に補完されない場合には、統計法の規定に基づき、マンションの管理会社等の関係者に質問して、結果精度を確保 ※ 今後、具体的な方法を検討			21年5月 ⇒9月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
《オートロックマンション等の調査》	【調査上困難が予想される地域の調査方法】 ○ 調査上困難が予想される地域の情報の把握方法	○ 平成17年国勢調査を始め他の統計調査における調査困難な事例等の既存の収集情報などを活用			21年2月(完了)
	【マンション管理会社等への協力依頼及び連携等】 ○ 平成22年国勢調査関係者会議以外の（国における）具体的な方策（単身居住者への対策、オートロックマンション対策など）	※ マンション管理会社等との間で、次のような方向について検討 ・管理人がいないマンションにおける空き室情報の事前の提供 ・管理会社名の世帯に調査票の提出を促す文書の作成 ・管理人がいるマンションでの管理人の調査員への任命（この場合、管理人による調査活動については、原則として勤務時間外や休日に限って行い、本来の管理人業務に支障を来さないよう留意して行うもの） ・オートロックマンションでの円滑な調査の実施方法 ・世帯への国勢調査の周知方法			21年5月⇒9月
		※ 地方公共団体、マンション管理会社等との意見交換を踏まえ、マンション管理会社等に対する協力依頼内容を整理			21年9月
	○ 平成22年国勢調査関係者会議を始めとして、マンション管理会社・管理組合等に対する協力依頼の強化	※ 平成22年国勢調査協力者会議の構成団体を通じて、マンション管理会社や管理組合に対して協力依頼を実施 全国規模のマンション管理会社に対して、個別の協力依頼を継続的に実施 地方公共団体に対し、国の取組を参考に地域密着のマンション管理会社等に対して協力要請を行うよう依頼			21年5月⇒9月
○ 都道府県・市町村における情報収集、依頼体制の整備、依頼方法	○ 地方公共団体においても、平成22年国勢調査協力者会議を開催するなどの取組を進め、情報収集、協力依頼体制を整備することができるよう支援			21年5月⇒9月	

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
《外国人世帯の調査》	○ 外国人調査員及び調査協力者の確保 ※統計法に基づく関係者への質問と関連	○ 平成22年国勢調査関係者会議における意見交換などを踏まえ、外国人関係団体を通じて、外国人調査員の推薦や調査協力者の選出を依頼			21年2月 (完了)
	○ 外国語の連絡メモなど外国人世帯用の調査書類・用品の充実	○ 平成17年国勢調査における実施状況、平成22年国勢調査関係者会議における意見交換などを踏まえ、外国人世帯用の調査書類・用品を作成。また、外国人関係団体から国勢調査の実施を周知することで、外国人世帯の調査に対する理解を促進			21年2月 (完了)
	○ 外国人世帯に対する周知・広報の強化				21年2月 (完了)
	○ 外国人世帯からの電話照会対応 ※コールセンターと関連	○ 外国人向けコールセンターは、予算の制約などから国における設置は困難 ○ 平成17年国勢調査における東京都の取組みを参考とするほか、外国人集住都市会議と連携し、質疑回答を配布するなどして、外国人からの電話照会の多い外国人関係団体が的確な電話照会対応ができるよう支援			21年2月 (完了)
5 行政情報やITの活用	【調査時における行政情報等の活用】 ○ 行政情報等による世帯名簿のプレプリントの適否（技術上及び実査上の課題への対応）	○ 世帯名簿の紛失等による住民基本台帳情報の漏洩、プレプリント情報への過度の依拠、プレプリント情報と居住者の不一致等による混乱、住民基本台帳情報と国勢調査調査区との対応付けの問題などの観点から困難			21年2月 (完了)
	【審査時における行政情報等の活用】 ○ 聞き取り調査さえも困難な場合のカバレッジ確保方策（住民基本台帳等の積極的活用の是非）	○ 住民基本台帳については、住民基本台帳第1条の規定に基づき市町村の事務に利用することが可能 ○ このことから、市町村における調査票の審査段階において、世帯から提出された調査票に記入漏れなどがある場合や、聞き取り調査によって作成された調査票の確認・補完に他の適切な方法がない場合には、調査票の記入内容の正確性を確保するため、住民基本台帳等の行政情報を利用し、調査票を確認・補完することは可とし、その旨を事務処理基準に明記			21年2月 (完了)
	【ITの活用】 ○ 地図情報の活用方策	《CMSデータ（調査区設定時）の活用》 ○ 平成22年国勢調査における調査区要図のプレプリントは、調査区関係書類の提出時期等の関係から、全国一括での処理は困難であり、地方公共団体において必要に応じて出力	○	○	21年2月 (完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
6 調査員	【調査員の確保及び適正な配置】 ○ 調査員の事務内容 ※「4(3) フォローアップ回収」と関連	○ 当初回収期間に原則として全世帯を訪問し、世帯や世帯員の異動を確認するとともに、調査票の提出を依頼し、郵送提出（又はオンライン回答）を希望する世帯以外の世帯から調査票を回収。面接できない世帯には、調査票提出の確認状を配布 ○ 調査票未提出世帯からの回収について市町村から指示があった場合には、調査票未提出世帯を訪問し、調査票を直接回収 ○ すべての世帯において封入提出方式を導入することから、調査員による調査票の確認事務は廃止	○	○	21年2月 (完了)
	○ 調査員の確保対策	《選考要件の見直し》 ※ 円滑な調査実施の観点から選考を行わないようにしている者に関する要件の見直しの是非について検討			21年5月 ⇒9月
		《調査員数の削減》 ○ 郵送提出方式の導入や封入提出方式の全面導入に伴う調査員事務の変更を踏まえ、2調査区担当調査員の配置を推進するなどして、全体としての調査員数を削減	○	○	21年2月 (完了)
		《調査員の確保対策に係る外部委託の活用》 ○ 地方公共団体が、国が示す調査員の選考要件に基づき、必要に応じて調査員の選考事務を外部委託することは可			21年2月 (完了)
	○ 調査員の配置基準	《担当調査区数の拡大》 ○ 調査票の提出方法の多様化により、円滑な調査の実施が図られること、また、封入提出方式を全面導入することにより、調査員による調査票の確認事務を廃止することなどから、調査活動のエリアが比較的狭い共同住宅の地域を中心に、2調査区担当調査員の配置を推進	○	○	21年2月 (完了)
	《地域性、調査困難性を考慮した調査員の配置》 ○ 調査員選考の容易さ、調査区の面積の広さ、ワンルームマンションなどの調査困難性を考慮し、このような地域においては1調査区担当調査員を配置		○	21年2月 (完了)	

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
	<p>【調査員全体の質を向上させるための方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査員の解任・処分基準の設定の適否（解任基準、報酬支払等） 	<p>※ 調査員事務打合せ会等の際に、調査員の解任・処分基準について調査員に事前説明することの適否も併せて検討</p>			21年2月 ⇒9月
7 指導員	○ 指導員の事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査員の指導や調査票の検査などの従来の事務に加え、次の事務を担当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 『世帯名簿』上の調査票未提出世帯の特定の支援 ・ 単位区番号・世帯番号順による調査票の並べ替え ・ 調査票の「世帯員の数」の『世帯名簿』への転記 ・ 抽出対象調査票の抽出 	○		21年2月 (完了)
	○ 指導員の確保対策	<p>《選考要件の見直し》</p> <p>※ 円滑な調査実施の観点から選考を行わないようにしている者に関する要件の見直しの是非について検討</p>			21年5月 ⇒9月
		<p>《指導員の確保対策に係る外部委託の活用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が、国が示す指導員の選考要件に基づき、必要に応じて指導員の選考事務を外部委託することは可 			21年2月 (完了)
	○ 指導員の配置基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年国勢調査同様、おおむね11調査区に1人の割合で配置 	○		21年5月 (完了)
8 市町村	○ 調査事務全体の事務量を踏まえた市町村事務の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査票の提出方法の多様化に伴い、郵送提出調査票の回収状況の把握・管理などの事務が新たに発生することから、調査事務全体の事務量を考慮し、次のとおり措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての調査対象について産業大分類の地方格付の廃止 ・ 市町村と指導員の事務の再構築（市町村の事務の一部を指導員事務へ移行） ・ 新たに発生する人・場所の確保のための経費措置と外部委託の活用 など 	○	○	21年2月 (完了)
	○ 調査票の提出方法の多様化に伴う市町村における体制整備の方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票收受補助要員賃金の新規措置、職員手当の拡充 ・ 労働者派遣事業所などの活用 ・ 調査票収受会場を確保するための経費措置 		○	○	21年2月 (完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
	<ul style="list-style-type: none"> 調査票の記入不備の照会における世帯照会用番号 	<ul style="list-style-type: none"> 第1次試験調査で世帯照会用番号の有効性について検証したところ、実用的ではないとする意見が大勢であり、導入は不適當 なお、平成17年国勢調査では、調査区番号・世帯番号を世帯照会用番号として世帯に周知した上で照会を行った市町村の事例があることから、市町村の実情に応じ、このような対策を講じることは可 ※ 記入不備についての世帯照会を効率的・効果的に行う方法について、今後検討 	○		21年2月 ⇒9月
9 国民の理解及び協力の確保 (1) 広報	<ul style="list-style-type: none"> 国と地方公共団体の役割分担 	<ul style="list-style-type: none"> 重複のないよう役割分担を明確化した上で、政府広報の媒体を可能な限り活用 全国規模の広報、特に全国ネットのテレビ、全国紙の新聞への広告の充実のため、国と地方公共団体の広報経費の枠組みを変更 地方公共団体では、地域のネットワークを活用した地域密着型の広報を展開 ※ 調査票提出の促進、調査票未配布世帯への呼びかけなど、正確な調査を行うための広報を検討 			21年5月 ⇒9月
	<ul style="list-style-type: none"> 外部知見の活用(外部知見を活用した国民の理解と協力を得るための効果的かつ効率的な方策) 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 効果的かつ効率的な広報計画の策定に向けての広告代理店からの情報収集、メディアミックスの展開方法等に関し有識者からの意見聴取などを実施 			21年5月 ⇒9月
	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な広報の方策 《広報スケジュール》 ・ 普段から調査の意義等についての広報を計画的に展開 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年国勢調査関係者会議において、広く関係団体に調査の意義等を周知 「平成22年国勢調査の実施に向けて(検討状況報告)」を報道発表 第3次試験調査の実施や実施本部・協力者会議の設置などの節目に、報道機関への情報提供を実施 			21年5月 (完了)
	<ul style="list-style-type: none"> 調査実施年の早期から調査の内容等について重点的に広報を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 調査実施年の早期から広報を実施することとし、そのスケジュール及び戦略を策定 			21年5月 ⇒9月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
	《広報内容と周知方法》 ・調査項目の必要性及び結果利用など国勢調査の意義の周知	※ 第2次試験調査の世帯アンケートにおける国勢調査の諸側面の認知度に係る結果を踏まえ、効果的な周知方法を検討			21年5月 ⇒9月
	《国民の参加意識の高揚・啓発》 ・イベントなどを通じ、調査への国民の参加意識の高揚	○ 広報イベントやシンポジウムは、マスコミに取り上げられるようなものでないと効果は薄いと考えられることから、廃止を含めて整理 ○ 標語募集は、平成17年国勢調査同様に実施することとし、ポスター図案募集は、小中学生のみに限定 ○ 有識者や協力者会議の参加団体を始めとする国勢調査応援団（サポーター）の輪を広げ、総務省統計局のホームページ等への応援メッセージ等の掲載などにより、国勢調査の理解と協力に向けた国民の機運を醸成			21年2月 (完了)
	・パブリックコメント等を通じた国民の意見の聴取	○ 平成22年国勢調査関係者会議等の様々な場を通じて、調査実施計画策定に向けた検討状況を周知し、意見を聴取 ○ 日本統計学会、日本人口学会、日本都市計画学会等の有識者などに対する国勢調査の結果提供に関するニーズ把握を踏まえ、集計事項等を設定			21年2月 (完了)
	・中長期的に教育を通じて啓発を図るための取組の推進	○ 教育用教材として、従来の小学生向け及び高校生向けのものに加え、中学生向けのを追加。統計局ホームページ上の「データforキッズ」はデータを更新 ○ 文部科学省の「情報ひろば」における国勢調査の広報について、文部科学省と協議 ○ 一部の地方公共団体が実施している統計に関する出前授業や統計に関する教育教材の作成などの取組を他の地方公共団体にも周知 ○ 平成21年度から順次施行される新学習指導要領の改訂を機に、社会科教育研究会等に所属する教員等に対する働きかけを実施			21年2月 (完了)
	《その他》 ・調査方法等の見直しについての周知	○ 「平成22年国勢調査の実施に向けて(検討状況報告)」を報道発表（4月15日）			21年2月 (完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
	・パブリシティ対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3次試験調査の実施や実施本部・協力者会議の設置などの節目に、報道機関への情報提供を実施 ○ パブリシティの効果的な活用事例について、外部知見を活用 			21年2月 (完了)
	○ 総務省統計局のホームページによる検討状況の周知 (ホームページにより周知する具体的内容)	○ 平成22年国勢調査の企画に関する検討会や平成22年国勢調査関係者会議の配布資料を総務省統計局ホームページに掲載するなどして、平成22年国勢調査に向けた検討状況を周知			21年2月 (完了)
(2)個人情報保護対策の強化	【調査員に対する個人情報保護の一層の徹底方法】 ○ 個人情報保護マニュアルの充実	○ 平成17年国勢調査において生じた問題を掲載するなど個人情報保護マニュアルを充実	○		21年2月 (完了)
	○ 調査員の指導方法	※ 従来の調査員指導用ビデオのほか、パワーポイント等の効果的な資料の作成について検討			21年5月 ⇒9月
	【国民に対する個人情報保護の周知方法】 ○ 世帯への周知方法	《個人情報厳格に保護されていることの周知》 ○ 国勢調査などの統計調査においては、個人情報保護法の基本理念を踏まえ、行政機関個人情報保護法ではなく、統計法によって厳格な個人情報の保護措置が講じられている。 ○ これを踏まえ、統計法において厳格な個人情報の保護措置が講じられていることなど、国勢調査における個人情報の保護についての正確な理解の促進を重点に置いて広報を実施 ※ 今後、広報媒体や広報内容などを具体的に検討	○		21年2月 ⇒9月
		《個人情報保護法と情報提供との関係についての周知》 ○ 統計法に基づき、アパートやマンションの管理人等が協力を要請された場合は、個人情報保護法違反にはならず情報提供が認められていることについて、関係者の十分な理解を得る ※ 今後、具体的な方策を検討	○		21年2月 ⇒9月

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限	
			1次	2次		
(3) 報告義務の周知	【 報告義務の周知方法 】 ○ 報告義務に関する効果的な広報	○ 第2次試験調査の世帯アンケートにおいて、報告義務を「知らない」と回答した世帯は約54%であったことなどを踏まえ、統計法によって個人情報厳格に保護されている一方、すべての人に報告義務があるということを中心に置いて広報 ※ 今後、広報などの具体的な方策を検討		○	21年5月⇒9月	
	【 悪質な事例への対応方法 】 ○ 基準の設定 ○ 告発の手続等の整理	○ 世帯の報告義務違反に対しては慎重に対応する一方、平成17年国勢調査の事例を参考に、報告妨害への対応などについて検討				21年5月⇒9月
(4) 調査員への信頼感の確保	【 調査員の身分証明の強化方策 】 ○ 調査員証への写真掲載のための具体的な方法	○ 他の統計調査と同様、写真代の経費を措置		○	○	21年2月(完了)
	○ 上記以外の身分証明強化のための方策	《 腕章等の調査用品の作成 》 ○ 調査員の身分証明の強化のため、写真付きの調査員証と併せて、平成17年国勢調査で一部の調査員にのみ作成していた国勢調査用の腕章を全調査員に拡大		○	○	21年2月(完了)
		《 世帯からの担当調査員の本人確認に関する照会体制の整備 》 ○ 政府統計共同利用システムにおける調査員管理システムのほか、市町村における調査員名簿の更新・管理を徹底				21年2月(完了)
	【 調査票詐取等への対策 】 ○ 告発の手続等の整理	※ 平成17年国勢調査時の事例を参考に、調査票詐取等について検討				21年5月⇒9月
	【 上記以外の方策 】 ○ 調査員の役割の周知など調査員への信頼感確保のための広報など	○ 世帯配布用書類に調査員の役割を記述するなど、調査員への信頼感を確保するための周知を充実 ○ 調査員が世帯を訪問する際には、腕章を着用し、調査員証を提示するよう指導を強化 ○ マンション等で管理人がいる場合には、訪問する調査員の氏名を市町村から管理人に連絡			○	21年2月(完了)

項目	検討課題	検討状況	試験調査		検討期限
			1次	2次	
10 集計・公表	<ul style="list-style-type: none"> 要計表集計の公表時期を遅らせることの可否 また、可の場合の公表時期 	<ul style="list-style-type: none"> 「要計表」の作成方法を、調査員が調査票配布段階で作成する世帯名簿に基づき作成する従来の方法から、回収された調査票の世帯人員を指導員が世帯名簿に転記して作成する方法に変更 郵送提出方式の導入等に伴い、調査票の提出状況の把握に時間を要すこと、調査票未提出世帯からの調査票の回収（フォローアップ回収）を行うことなどから、調査の実施期間が延長 封入提出方式の全面導入に伴う調査員による調査票確認事務の廃止により、指導員による検査及び市町村による審査が大規模となり、調査票の審査完了の時期が延伸 このようなことから、「人口速報集計(要計表による人口集計)」の公表時期を平成23年1～2月に延伸 			21年5月 (完了)
	<ul style="list-style-type: none"> 要計表集計の公表範囲（総人口のみの公表の適否） 	<ul style="list-style-type: none"> 公表時期の延伸を最小限のものとするためには、集計対象を、この段階で必要とされる最小限のものとする ことが必要であり、利用状況等を踏まえ、速報集計の 対象を人口及び世帯の数に限定し、「男女別人口」に ついては、この段階では集計を行わない。 なお、「男女別人口」については、「抽出速報集計」 以降のすべての集計において結果が公表されることか ら、基幹統計の必要性・十分性の観点から問題はない ものと思料。 			21年5月 (完了)
11 法令整理	<ul style="list-style-type: none"> 新統計法を踏まえた国勢調査令の在り方 調査方法の見直しに伴う国勢調査令の規定の見直し 	※ 必要に応じて平成21年度末までに政令を改正			22年3月